

1 敬老会、体育祭、生涯学習フェスティバルの開催結果について

(1) 平成 29 年度清里区敬老会について

- ・日 時 10 月 18 日（水）午前 10 時 30 分～午後 1 時 00 分
- ・会 場 清里スポーツセンター
- ・対 象 者 清里区在住の 75 歳以上の高齢者 556 人（平成 29 年 8 月 1 日現在）
- ・参加者数 187 人、参加率 33.6%
昨年度対象者 560 人、参加者数 231 人、参加率 41.3%
- ・主 催 上越市（委託先：NPO 法人清里まちづくり振興会）
- ・内 容 式典
アトラクション：きよさと保育園年長児によるお遊戯
小宴 演芸：マジック、演歌

(参加者の声)

- ・あまり会えない同級生とも会うことができ、うれしかった。（女性）
- ・毎年敬老会を開いてもらえて幸せ。来年も来られるように健康に気を付けたい。（男性）
- ・よく準備してもらって楽しく過ごせた。このような行事はありがたい。（男性）

(課題・反省点等)

- ・例年 40%を超えていた参加率が、今年度は 30%代に落ち込んだ。原因を委託先の清里まちづくり振興会とともに調査し、来年度以降の行事につなげたい。

(2) 第 54 回清里区体育祭の開催結果について

- ・日 時 10 月 8 日（日）午前 8 時 30 分～午後 1 時 00 分
- ・会 場 清里スポーツ公園
- ・主 催 清里区スポーツフェス実行委員会
- ・共 催 上越市教育委員会
- ・後 援 NPO 法人清里まちづくり振興会
- ・参加者数 約 700 人（昨年度約 500 人）
- ・内 容 スポーツ活動を通して、市民の健康と体力の増進を図るとともに、地域の交流と融和を促し、コミュニティスポーツの振興を図ることを目的に、清里区を 8 ブロックに分け実施する体育祭。
平成 28 年度から午前中だけのプログラムに変更し実施。

(参加者の声)

- ・今年は晴れてよかった。
- ・我々のブロックの優勝は、初めてだと思う。何だかんだ言いながら、参加すると楽しい。（優勝したブロックの方）

(課題・反省点等)

- ・今後の継続は、少子化、高齢化、人口減少に対応したプログラムの工夫が必要。

(3) 「清里区秋の文化祭」の開催結果について

- ・日 時 10月21日(土)9:00~16:30
10月22日(日)8:30~15:00
- ・会 場 清里中学校(21日)、清里小学校(22日)
- ・主 催 清里区生涯学習フェスティバル実行委員会、上越市教育委員会
- ・参加者数 約1,300人(昨年度約1,200人)
- ・内 容 「清里区秋の文化祭」と称し、小・中学校文化祭と清里区生涯学習フェスティバルを共同開催している。21日の中学校会場では、小学生が中学生の企画した様々な企画に参加するコーナーがあり、22日の小学校会場でのステージ発表では、地域の団体やサークルと児童が同じステージでそれぞれの発表が行われた。

(参加者の声)

- ・キッズダンスサークルのダンスがレベルアップし、素晴らしかった。
- ・子どもの成長した姿が見れた。
- ・大勢の人が来ていて驚いた。

(課題・反省点等)

- ・一般の方の作品集めに苦慮する。(自らの申し込みが少ない)

2 第12回えちご・くびき野100kmマラソンの開催について

- ・主 催 上越市、上越市教育委員会、一般社団法人上越市体育協会
- ・主 管 えちご・くびき野100kmマラソン実行委員会
- ・開 催 日 平成30年10月7日(日)
- ・種 目 100km(男女の部) リージョンプラザ^{上越}→ユートピアくびき希望館
60km(男女の部) うみてらす名立→ユートピアくびき希望館
- ・募集人員 100km…2,000人
60km… 600人

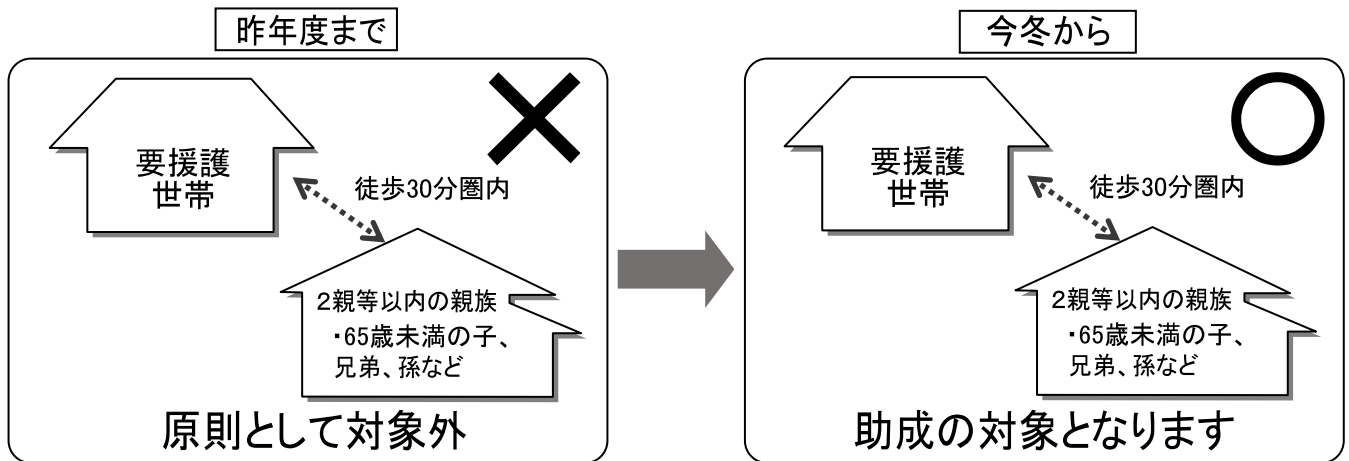
要援護世帯の除雪費助成制度を 利用しやすくなるように見直しをしました

要援護世帯除雪費助成事業は、自力で除雪することが困難な世帯に対し、業者などに除雪を依頼する費用の一部を助成するものです。

このたび、親族要件の廃止とあわせ、生活形態や家屋などの多様性に応えるため、助成対象となる除雪の範囲を見直し、利用しやすい制度としました。具体的な取扱いは次のとおりです。

○対象となる世帯について

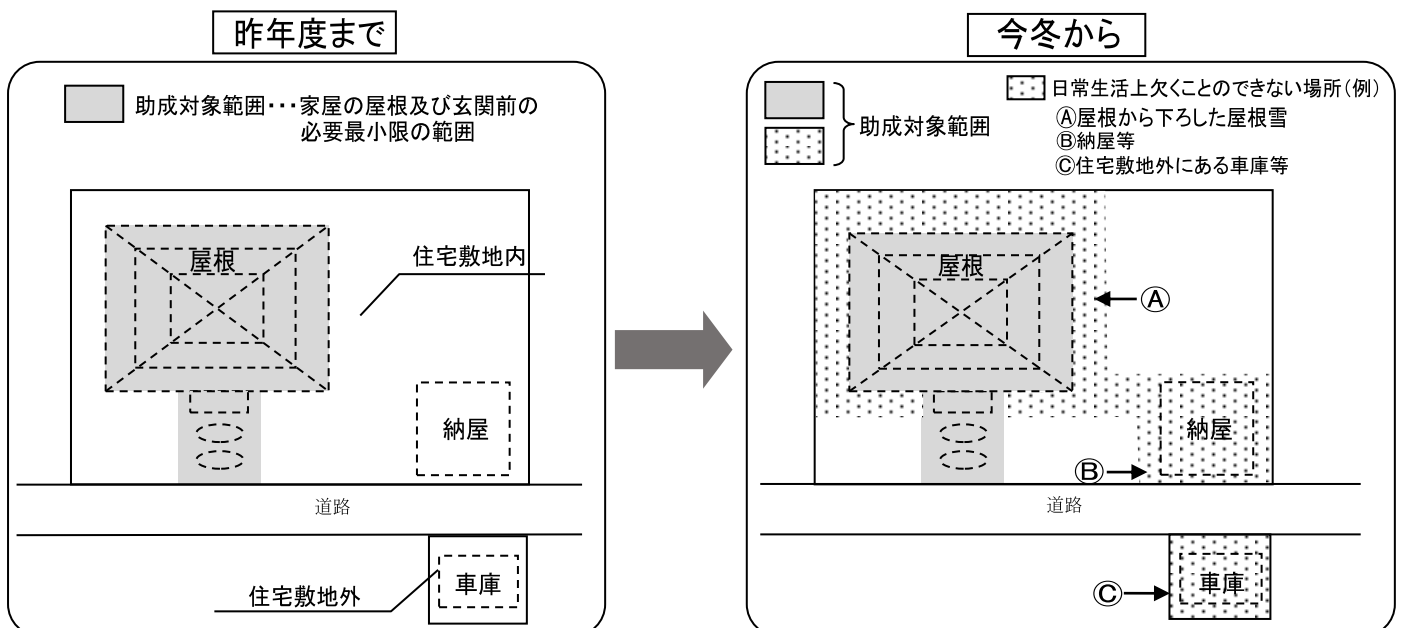
これまで、親族（概ね徒歩 30 分圏内に居住する 2 親等以内の親族）や近隣の住民等の協力により除雪ができると認められる世帯については、原則として、事業の対象とならない世帯として取扱ってきましたが、今年度から申請ができます。



※要援護世帯に該当するかどうかは裏面をご覧ください。

○対象となる除雪の範囲について

これまで、屋根雪及び玄関前の必要最小限の範囲を助成対象として取扱ってきましたが、これに加え、今年度から、下ろした屋根雪の処理や、日常生活上欠くことのできない場所（納屋、車庫など）の除雪も助成対象範囲とします。



申請方法などの詳細は裏面をご覧ください。

■事業目的

要援護世帯の家屋の屋根、玄関前、その他の日常生活上欠くことのできない場所における必要最小限の除雪作業に要する費用の一部を助成することにより、冬期間における当該要援護世帯の雪害事故を防止し、もって生活の安全確保と福祉の増進を図る。

■対象世帯

高齢者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の方のみの世帯 ・寝たきり高齢者（60歳以上で、おおむね3か月以上寝たきりの方）と60歳以上の方のみの世帯 ・65歳以上の方と児童のみの世帯 ・60歳以上の寝たきり高齢者と児童のみの世帯
ひとり暮らし高齢者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上のひとり暮らしの世帯 ・60歳以上の寝たきり高齢者で、ひとり暮らしの世帯
母子・父子世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者のいない女性若しくは男性と児童のみの世帯
準母子・準父子世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者のいない女性若しくは男性と児童と65歳以上の方のみの世帯
障害者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1～4級をお持ちの方と60歳以上の方のみの世帯 ・身体障害者手帳1～4級をお持ちの方と児童のみの世帯 ・身体障害者手帳1～4級をお持ちの方のみの世帯
その他の世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・知的に障害のある人の属する世帯等で、上記に準ずる世帯

※児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人をいいます。

上記の対象世帯であっても、下記に該当する場合は対象となりません。

項目	摘要
①市民税所得割が課税の世帯	
②生活保護を受給している世帯	・生活保護費で支給します。
③自己の労力で除雪ができると認められる世帯	・要援護世帯であっても、自力で除雪できる場合は対象となりません。
④冬期間に自宅が不在となる世帯	・冬期間に自宅に戻る見込みがない方は対象となりません。入院や親族の家に滞在している世帯等で、冬期間に自宅へ戻り生活する場合は、自宅に戻った時点から要援護世帯除雪費助成事業の対象となります。
⑤同一家屋内（敷地内含む）で親と子がそれぞれ世帯主になっている場合など、実質的に労力のある親族と同居している世帯	・住民票上は高齢者のみの世帯であっても、実質的に労力のある親族と同居し、生計を同じくしている場合は対象となりません。
⑥他の世帯に属する人の所得税法に規定する扶養親族となっている人がいる世帯	・市内外に住む子等の、所得税法に規定する扶養親族となっている人がいる世帯は、対象となりません。

■除雪に要した費用に対する助成限度額（一冬期間の1世帯当りの上限額）

多雪区域	その他の区域	助成限度額はこれまでどおりで、限度額を超えた部分は各個人の負担となります。
65,600円	41,000円	

■事業の流れ（申請～助成金振込）

- (1) 申請を希望する世帯は、民生委員・児童委員を通じて市へ申請
- (2) 市が確認した後、対象世帯に「要援護世帯除雪費助成決定通知書」を送付
- (3) 対象世帯は、作業員等を雇って除雪をした場合は、一旦、除雪事業者等へ支払いを行い、実績報告書と領収書を添えて民生委員・児童委員へ提出

※やむを得ない事情がある方のみ、市の助成を受けてから業者に支払うことができます。その場合は除雪業者からの請求書を添えて提出してください。ただし、市から助成金が振り込まれた後、除雪業者へ支払いを行い、その領収書を市へ提出する必要があります。
- (4) 限度額の範囲内で、市が対象者の指定口座に助成金を振り込む

お問い合わせ先…お住いの地区の民生委員・児童委員

各区総合事務所 市民生活・福祉グループ

上越市高齢者支援課 担当 木村・小池（025-526-5111 内線1675）へ

自主的審議事項「中山間地域の振興」について

【具体的課題】

項目		提案理由	提案者
1 公共交通について	(1) 交通弱者対策の検討	高齢者の交通事故が頻繁に起きていることにより、運転免許証返納が増加するなか、当地域では買物、通院のバスに不便を感じて、無理矢理に運転を続けている高齢者が存続するため、交通手段を考えなければならないと感じている。	上原
		高齢者世帯が中山間地域で生活していく上で、現在のバス路線運行だけでは通院、買物等が困難であることから、交通弱者にやさしいドア・ツー・ドアの交通体制の整備と、隣接する区の商店等への買物が可能となる、区を横断するバス路線の整備も必要ではないか。	笹川
		各集落の超高齢化に伴い、集落の行事や祭礼の廃止や縮小というようなことが起こりつつあるなかで、公共交通の不便性から街へ移転する事態が起こってきている現状を考えると、公共交通機関の対策を重点的に検討することが必要と思われる。	涌井
	(2) 買物支援の検討	高齢化や跡継ぎがない、不採算等の理由で地域の商店等が無くなっていく。地域住民の高齢化が進行し、高齢者のみの世帯の増加で、いずれクルマを手放すと交通手段がなくなる。足腰が弱り、バス停まで行くのも困難となる。これらの理由から買物難民が発生する可能性があり、将来、我が身にふりかかる問題である。	桑原
		商店の減少、高齢者世帯、一人暮らし世帯の増加により、買い物に行けない人達のための支援、対策が必要。	古澤
		わずか10～20年の間に各集落に存在していた商店が姿を消した。何世代かで同居している高齢者を除き、一人暮らしをしている人の、現状の声を聞きたい。	丸山
		商店が少なくなった昨今、高齢者の買物事情に不安を抱いたため。地域の一定の場所に出ることによって会話も弾み、ささやかでも自分の食べたい物、欲しい物を自らの手で買うことの喜びや家族、孫に買ってあげることで満足し、生きがいを得られる。	三原田
2 道路管理について	道路除草の検討	当地内から坊ヶ池に行く道路の草刈が年1回だけである（関田地区にぬける道も）。夏休みに帰省されて坊ヶ池に行くのに草が伸びていて危険であるので、2回は刈ってほしい。増々、観光化が鈍るもとである。	島田
		清里区の市道において年1回は草刈を行っているようだが、年々草が元気を出して1回では不足している。毎年とは言わないが、2～3年に1回は除草剤を使用しは如何か。	羽深

3 集落運営について	集落機能の検討	集落を構成する人員の高齢化に伴い、役員の成り手が不足し、祭り事や集落施設の維持等ができなくなることが予想される。	上原
		人口減少、高齢化により集落行事等は無論、集落等の維持、存続が困難となっていく。高齢者世帯、一人暮らし世帯の増加。	古澤
4 空き家、空き地対策について	空き家、空き地の検討	屋敷内が草木等で荒れ果て、獣の住み家となっていて、集落内の畑の作物などを食い散らし、トウモロコシなど倒している。放っておけば、いずれ大変な事態になりかねない。所有者は首都圏にて裕福な生活をされているのに、盆を過ぎてもそのままになっていて、住民の方々は困っておられる状態。	向橋
		未管理な空き家、宅地放置による集落内の景観阻害や野生動物の住処となり、野生動物の繁殖原因にもなっている。	山川
		景観の阻害や隣接地への雑草繁殖等、迷惑になっている。また、野生動物の隠れ場となり、野菜の被害原因になっている。	山川
5 地域の活性化について	(1) 観光振興の検討	中山間地域の板倉、清里、牧の小さな区が単体で振興するよりも、各区の良い所を持ち寄り合同で振興していれば大きな中山間地域の振興になると思う。清里区については坊ヶ池周辺だと思うので、その辺の振興を行ったら良いのではないかと思う。	古沢
		この地域の核となるような、集客事業の検討が必要と思われる。	涌井
	(2) 工場誘致の検討	大きな工場がほとんど平場の方にあり、清里区に大きな工場があれば、平場の方へ働きに出て行かなくても地元で働くことができる。逆に平場、都会からも清里区に来てくれるので地域振興につながると思う。それにはお金をかけて道路を広くし、冬の除雪を良くし、大きな工場が来てくれるようにすれば工場は来てくれる。そのくらいのことをしないと、振興はできない。お金を掛けないで振興しようとしても、駄目だと思う。	古澤
6 その他	(1) 交通安全施設の点検、整備の検討	カーブミラーの痛みがひどく交通事故のもとであるので、絶えず点検をお願いしたい。	島田
	(2) 健康寿命を一年でも長く伸ばす取組の検討	平均寿命が世界一と言われる我が国。空気のきれいな清里区に住み、健康で長生きをし、長年にわたり培った知識で地域に元気を届けてほしい。	丸山

今後の進め方について（案）

1 協議の進め方について

(1) 「中山間地域の振興」について

① 最初に取り組む課題の決定

② 自主的審議

- ・ 地域関係者や市の担当課からの情報収集（意見交換会、研修会）
- ・ 必要に応じた地域との意見交換（町内会長等）、先進地視察、事例研修
- ・ 課題解決策の審議

③ 審議結果

- ・ 市で対応すべきもの

⇒ 意見書の提出

- ・ 市と地域が連携するとき市の予算が必要

⇒ 地域を元気にするために必要な提案事業の活用

- ・ 市の補助を受けて地域で解決

⇒ 地域活動支援事業の活用

- ・ 地域の中で対応すべきもの

⇒ 地域内での解決に向けた活動

2 地域協議会の今後の予定

地域協議会	期日	地域活動支援事業	自主的審議事項
第9回地域協議会	12月	30年度採択方針(案)	研修会、意見交換会、 協議
第10回地域協議会	1月	30年度採択方針(案)	
第11回地域協議会	2月	30年度採択方針(案)	
第12回地域協議会	3月	29年度実績報告会 30年度提案事業相談受付	
第1回地域協議会	4月	30年度提案事業受付	